

① 潮井崎公園キャンプ場条例および潮井崎キャンプ場について

令和4年第4回定例会で可決され令和5年4月1日より施行された「潮井崎キャンプ場条例」によって正式にキャンプ場と位置づけられ、同時に有料化された潮井崎キャンプ場だが、令和5年度の利用率収入決算額から判断すると、利用者は無料だった頃よりも減少していると推察される。キャンプ場設置の目的を、同条例の第2条で「町民や観光客が健康及び福祉の増進を図ること」としているが、実際には増進ではなく減退させていることになる。

そもそも、同条例の審査の際の所管課の答弁は杜撰と言わざるを得ないものであったこと、また、有料化の理由や、根拠としたアンケートの内容・結果も、有料化という結論ありきであったことがその後の町の対応などからうかがえ、長与町は憲法に定められた自治立法権に基づく自主法である条例というものの重さと、制定にあたっての議会・議員による審査・質疑を軽視しているのではないかと感じる。

この件をもとに、潮井崎キャンプ場について、および本町の条例提案と答弁の姿勢について、以下質問する。

- (1) 前述の第2条中の設置目的について、令和4年第4回定例会本会議での同僚議員の質疑において、担当課長から条文と相反する答弁がなされた。また、同答弁において、平成31年の「利用者」を1,124組との説明があつたが、令和6年第3回定例会本会議での私の質疑に対し「(当該答弁は)申請の数であつて、実際の利用者は把握していない」という、まったく意味合いが異なる答弁がなされた。これらは、住民に権利義務等を課す自主法である条例制定の重大性および議会への説明責任の、いずれをも本町が軽視している表れであり、執行部の答弁に一定の信頼を置き議案を審査している立場として極めて遺憾である。今後、執行部には、答弁全般において正確性・信憑性の向上を求めたい。町長の認識と今後の改善等の考えを聞く。
- (2) 潮井崎公園の有料化の理由の一つが、施設の維持・運営にかかる経費を少しでも回収するためであつたはずだが、有料化にあたり導入した年間約20万円×5年間のリース費用がかかる券売機は、私が今夏2度施設を利用した際、1度は使われてもおらず、必要性をまったく感じないものであつた。年間で約70万円しか利用率収入がない中で、その約28%にあたる額を不要なものに使用するのとは本末転倒である。早急に見直すべきではないか。
- (3) 管理棟内の温水シャワーが故障した状態が数ヶ月続いており、10月1日に所管課に確認したところ、改修するめども付いておらず廃止する可能性もあるとのことだつた。有料化にあつての町のアンケートには「サービスの維持向上には有料化もやむを得ない」を選択肢とし、65%がそう回答したことを有料化の根拠としながら、有料化後にサービスが低下することは不誠実であり、早急に対処すべきと考えるがどうか。
- (4) 有料化の根拠とした「サービスの向上」が実現しておらず、利用者も減少している実情に鑑み、再無料化または最低でも料金設定の見直し(価格改定および町民・障害者等への減免など)を行うべきと思うがどうか。

② 町管理の道路の問題箇所について

町管理の町内道路・歩道の危険箇所・問題箇所について、改善を求め以下質問する。

- (1) 長与中央線から三彩橋へ向かう交差点の、岡郷方面から来て時津方面に右折する車が、対向の直進車が多い場合に右折できず、赤信号になってから複数台右折することで、青信号となった側の車の直進・右折が妨害されるケースがよくある。事故・渋滞防止のために信号を時差式とするよう警察と協議できないか。
- (2) 町内道路各所に、車の通過時に騒音が発生するグレーチングが多数ある。昼夜

問わず頻繁に騒音が発生することは近隣住民にとって転居を考えるほどの事態であり、住み続けたい町を目指す本町にとって重大な問題だと町が認識し、能動的に調査・発見して即時対応すべきと考えるがどうか。

(3) 町内の歩道上で、点字ブロックの破損が複数箇所見受けられる。点字ブロックは目の不自由な方にとって生活に欠かせないものであり、合理的配慮の観点から、定期的に状態を確認し随時補修すべきではないか。